

(D) 通院状況の確認、治療継続支援 好事例

事例 1

単身赴任と業務の多忙により根本治療の機会を逃していたが、就業上の配慮により治療が受けられるようになった事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1963 年生

3 職種

工程管理業務の管理職

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ×

深夜勤務 ×

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ×

長期出張 ○

長時間の時間外勤務 ○

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×

5 飲酒歴

なし

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

未記入

7 本人の最終病名

慢性肝炎（C型肝炎ウイルス）

8 産業医がこの事例を知った経緯

2011年4月、本人が47歳の時、健康診断以外の本人からの報告あるいは相談によって判明した。

9 本人が感染を知った経緯

約10年前の中途採用時の健康診断で肝機能障害が指摘され、病院で精査した結果判明した。

10 就業上の措置内容

健康相談の経緯が、上記判明後、単身赴任で国内の一拠点で多忙に勤務しながら通院をしており、主治医から「今なら根本治療ができる」と助言を受けたが、単身赴任の状況での治療に不安があったことであった。そのため、就業上の措置として治療が実施できるよう主治医と家族の居住地に近い拠点で勤務が可能よう意見書を発行した。

11 主治医との連絡

なし

12 上司・人事との連絡

長期に安定して就労を継続させるためには、一時的に単身赴任の解除を要すること、およびその期間は残業時間を制限することを産業医意見書による助言をした。

13 措置後の経過

治療開始から半年後、産業医が面談を行い、丁度今が半年に当たるため、進捗確認をメールにて本人に依頼中。事例性に関して人事から情報提供をもらうことはないので、順調ではないかと思われる。

14 事例への対応を振り返って

数年間、血液検査を定期的実施し、ウルソを内服しながら勤務を継続していて根本的な治療の機会を逃していたことが明らかになった。ご本人も真面目な方で、主治医から治療を勧められたこともあったが、業務の多忙により断っていたそうである。慢性肝炎の従業員には、病気の性状を正しく理解してもらい、優先順位（勤務か治療か）を適切に決定できるよう支援する必要があると思われた。

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

1,000名以上

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

なし

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

その他（特定業務（感染症のリスクのある業務）従事者の就業時）

3) 費用負担

事業者

4) 検査対象

その他（特定業務（感染症のリスクのある業務）従事者の就業時）

5) 結果の管理

本人にのみ結果を通知し、事業者としては結果を関知していない

6) 検査陽性者への対応

受診を勧める

7) 検査の説明や同意の取得方法

衛生教育の形で集団へ実施している。運用は安全衛生委員会の審議を経た社内文書に基づいて行なっている。

問診表の使用による個別同意としている。運用は安全衛生委員会の審議を経た社内文書に基づいて行なっている。

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

厚生労働省の指針に出ていると思いますが、集団健診とタイアップした形で肝炎検診をせねばならないと考えています。ただし、費用負担者（本人 or 事業者 or 健保組合）や実施の範囲（全員義務 or 希望者 or 基準に基づく選出）について、参考になるガイドランスがあると助かります。

事例 7

主治医・職場と連携を取りつつ就労を支援し、死亡退職に至った事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1946年生

3 職種

設備の検査などの作業

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ×

深夜勤務 ○

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ×

長期出張 ×

長時間の時間外勤務 ×

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×

5 飲酒歴

週7回 3-5合 35年間

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

飲酒

7 本人の最終病名

肝硬変（B型肝炎ウイルス）

8 産業医がこの事例を知った経緯

本人が50歳頃に、健康診断で肝臓の精密検査を指示され、医療機関を受診したため判明した。

9 本人が感染を知った経緯

当該年の健康診断で異常を指摘され、その後の病院での検査で判明した。

10 就業上の措置内容

夜勤の禁止、一人作業の禁止（最終的な段階で）

11 主治医との連絡

ウイルスも影響しているがアルコールの影響も大きいということ、またアルコール依存症の疑いがあるということを情報提供いただいた。産業医からの情報提供はなし。

12 上司・人事との連絡

職場から質問され、一般的な疾患のことについて、説明をした。

13 措置後の経過

主治医が定期的にフォローを行った。産業医は月 1 回の巡視に合わせて、本人・管理職などから、仕事の様子などについて、情報を得た。問題があった場合は、職場から産業医に連絡が入り、必要に応じて産業医から主治医に連絡をとった。

入退院による、休職・復職を繰り返し、6 年後に死去した。

14 事例への対応を振り返って

特になし。主治医から本人の説明も的確でしたし、職場の理解も得ることができ、在職中の死亡退職となった。

<事業所の情報>

1 業種

運輸業

2 従業員数

50～99 名

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3 年以上

3) 診療業務

あり

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

実施していない

(D) 通院状況の確認、治療継続支援 対応困難事例

事例 11

二度のインターフェロン治療を行い、就業上の配慮に注意を要した事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1981 年生

3 職種

製造ライン作業

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ○

深夜勤務 ○

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ×

長期出張 ×

長時間の時間外勤務 ○

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×

5 飲酒歴

なし

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

その他

7 本人の最終病名

慢性肝炎 (B 型肝炎ウイルス)

8 産業医がこの事例を知った経緯

本人が 26 歳のとき、定期一般健康診断の血液検査で AST,ALT 高値を認め受診勧奨した際に知った。

その後本人が医療機関を受診した結果をフォロー面談にて確認した際に判明。

9 本人が感染を知った経緯

定期一般健康診断の血液検査で AST,ALT 高値を認め受診勧奨し、受診した医療機関にてウイルス検査を実施した際に判明した。

10 就業上の措置内容

交替勤務禁止、時間外労働禁止

11 主治医との連絡

治療内容を確認した。

12 上司・人事との連絡

上司より業務内容の詳細や交替勤務のシフト、時間外労働の状況について確認した。

上司には肝障害に対し治療中であり、就業上の配慮を要すること（産業医措置意見書発行）を伝えた。

13 措置後の経過

復職時や医療機関受診後（月 1 回程度）、産業医が本人との面談を行い、本人より受診内容を聴取したり、検査結果を提出してもらったりした。年齢が 20 代であり自然経過でのセロコンバージョンを期待して安静をはかるという治療方針となり、業務負荷の軽減により安静をはかったものの、肝障害およびウイルス量が改善せず、インターフェロン治療のため入院、以降は自己注射による治療で外来通院。いったん肝関連検査正常化し、ウイルス量も検出限界より低下し、インターフェロン終了。以降も就業制限と経過観察を目的とした定期的な産業医面談を継続していたが、2 年後に健康診断にて肝機能増悪を認め、精査の上、インターフェロン再開。肝障害は改善したが、一定量のウイルス量が継続して検出されるため抗ウイルス薬との併用療法開始。現在は抗ウイルス薬のみで経過しているが、一定量のウイルス量の検出は継続している。

14 事例への対応を振り返って

約 5 年フォローしている事例であるが、経過中に肝炎増悪および肝障害およびウイルス量の増減を認め、時に時間外労働、交替勤務、作業負荷と相関して再燃に至った経緯がある。再燃以降は時間外労働制限、交替勤務禁止、業務負荷の軽減といった就業制限を継続しているが、発症時は本人および職場上司の疾患に対する意識や知識が低く、就業上の配慮の程度があまかった（本人の希望がありなかなか交替勤務や時間外労働を禁止できなかった等）ように感じる。また、本事例は本人発症時、父親がすでに肝臓がんに罹患していた（経過中に死去）にも関わらず、本人のウイルス検査は未実施でありキャリアであることを把握できていなかった。健康診断で肝障害が発覚したためにウイルス感染が判明し対処することができたが、健康診断で異常を認めず放置されていたら劇症化の危険等があったと考えられる。

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

1,000 名以上

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3 年以上

3) 診療業務

あり

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

健康診断の有所見者に対する精密検査時

3) 費用負担

事業者、健康保険組合

4) 検査対象

健康診断結果で肝機能異常を指摘された従業員

5) 結果の管理

本人にのみ結果を通知し、事業者としては結果を関知していない

6) 検査陽性者への対応

受診を勧めた後、受診したかどうかを確認している

7) 検査の説明や同意の取得方法

健康診断事後措置としての産業医面談時に本人に資料を用いながら個別に説明口頭で同意を得て、その場で検査を実施している。

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

健康診断の血液検査で無所見（AST,ALT 正常範囲内）者に肝炎ウイルスのスクリーニングをする機会がないので、無所見ウイルス保有者にアプローチできていない。

事例 48

国内事業所でフォローを行っていたが海外転勤を契機にフォローができなくなった事例

<本人の情報>

- 1 性別
男性
- 2 生年月日
1951年生
- 3 職種
管理職・事務職
- 4 業務歴
重量物取り扱い業務 ×
深夜勤務 ○
営業・接待等の業務 ×
海外勤務 ○
長期出張 ×
長時間の時間外勤務 ○
血液や体液を取扱う業務 ×
肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×
- 5 飲酒歴
不明
- 6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因
飲酒
- 7 本人の最終病名
慢性肝炎（C型肝炎ウイルス）
- 8 産業医がこの事例を知った経緯
会社担当者からの報告（平成16年）にて知った。
- 9 本人が感染を知った経緯
不明
- 10 就業上の措置内容
一月の時間外労働時間は80時間未満とし（出来る限り45時間未満に近づけることが望ましく、食事や睡眠などが不規則にならないように配慮すること）、一日あたりでは4時間未満にとどめること
- 11 主治医との連絡
インターフェロン治療の途中で海外出向が予定されていること。現地で予定されている業務内容。
- 12 上司・人事との連絡
主治医と連絡する前に、業務内容の情報を収集し、主治医意見を踏まえて就業上の措置についての意見を提供した。

13 措置後の経過

上司・人事からの相談以降、1 ヶ月ごとに産業医が面接を行い、当面の就業措置設定と主治医との情報交換を実施した。現地で継続治療が可能な医療機関を確保した上で海外出向となった後はフォローが途絶えた。

14 事例への対応を振り返って

1 ヶ月に 2 度の勤務頻度の嘱託産業医としては、人事や上司、主治医との連携はスムーズに展開できたと考えられる。しかし、海外に赴任した後は、担当産業保健スタッフが明確でなかったこと、また数ヵ月後に産業医が交代したこと、などにより、継続的支援が行えず、上司や本人任せになったことは反省点である。

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

100～999 名

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

嘱託産業医

2) 産業医経験年数

3 年以上

3) 診療業務

あり

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

実施していない

(D) 通院状況の確認、治療継続支援 分類不能例

事例 38

体調に合わせ、働き方を見直してもらうために勤務時間制限をつけた事例

<本人の情報>

- 1 性別
男性
- 2 生年月日
1949年生
- 3 職種
システムエンジニア
- 4 業務歴
重量物取り扱い業務 ×
深夜勤務 ○
営業・接待等の業務 ×
海外勤務 ×
長期出張 ×
長時間の時間外勤務 ○
血液や体液を取扱う業務 ×
肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×
- 5 飲酒歴
なし
- 6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因
不明
- 7 本人の最終病名
肝癌（C型肝炎ウイルス）
- 8 産業医がこの事例を知った経緯
1991年、本人が42歳のとき、健康診断で肝臓の精密検査を指示され、医療機関を受診したため知った。
- 9 本人が感染を知った経緯
健康診断で肝臓の精密検査を指示され、医療機関を受診したところ判明した。
- 10 就業上の措置内容
以前は4時間/日勤務としていたが、現在は実施していない。
- 11 主治医との連絡
就業制限導入時の産業医が就業制限とは別件で消化器科主治医に紹介状をだし、肝障害非代償期とのコメントを得ていた。
- 12 上司・人事との連絡
慢性肝炎、肝障害が悪化傾向で病状の進行を予防するために勤務軽減とするという情

報を提供した。出張（日帰り）を伴う業務もあるとのことだったが時間内に収まるよう調整をお願いした。

13 措置後の経過

1カ月に1回程度、産業医が面談を実施し、就業状況、体調、受診状況とデータ確認をした。システムエンジニア部長職にあり長年昼夜問わず就業してきた社員で、肝硬変による肝機能障害悪化と軽度腹水貯留があり、自身と職場に働き方を見直していたため就業制限（4時間/日勤務）した。（当時、易疲労等の自覚症状はなかった。）産業医が1カ月に1度程度の頻度で面談を実施。周囲は病状を理解し本人も以前と異なり体調によっては部下に任せて早めに帰宅する行動がとれるようになったため通常勤務とした。

その後は4半期に1度程度でフォローアップしている。現在まで食道静脈瘤に対するEVL、肝がんに対するラジオ波焼灼術を受けているが全て有給休暇の範囲で対応しており、就業制限は実施していない。

14 事例への対応を振り返って

就業制限導入時に主治医と病状について連絡をとるべきだった。

就業制限中に夕方からの会議に出席していた事実があり、職場も黙認していた。降格人事のない会社で部長職として職責をはたすことを求められる事情があるなかで勤務時間制限は不適當だったと思う。自覚症状のないことからしても時間外制限程度で十分だった。

経過を通じて本人との信頼関係が生まれ、何か変化があれば連絡してくるようになりよかった。

<事業所の情報>

1 業種

情報通信業

2 従業員数

1,000名以上

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

あり

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

雇入れ時の健康診断時会社が実施、補助をしている人間ドック

- 3) 費用負担
事業者健康保険組合
- 4) 検査対象
新入社員健康診断結果で肝機能異常を指摘された従業員
- 5) 結果の管理
定期健康診断の結果と一緒に管理している
- 6) 検査陽性者への対応
受診を勧めた後、受診したかどうかを確認している
- 7) 検査の説明や同意の取得方法
労使協議で合意した健康管理規定に検査項目を記載していることをもって説明をおこなったこととしている。同意しない労働者のみ申し出る。
- 8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題
安衛法上の項目とそれ以外を区別して管理したい

事例 77

本人の意思を尊重し就業上の措置をとらずに経過をみた肝癌の事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1952 年生

3 職種

技術職、管理職

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ×

深夜勤務 ×

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ×

長期出張 ×

長時間の時間外勤務 ○

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×

5 飲酒歴

なし

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

不明

7 本人の最終病名

肝癌（C 型肝炎ウイルス）

8 産業医がこの事例を知った経緯

本人が 50 歳の時に健康診断の間診時の申告で知った。

9 本人が感染を知った経緯

不明

10 就業上の措置内容

なし

11 主治医との連絡

なし

12 上司・人事との連絡

なし

13 措置後の経過

年に 1 度、健康診断後の間診では産業医、保健師が近況を伺った。また年に数度の肝癌に対するラジオ波焼灼術目的の短期入院時やその退院後は保健師が面接を実施、インターフェロン目的の入院加療の勧めに対しては、本人が過去に同治療を受けた

際の精神症状のきつさもあり躊躇された。本人は重要部署の中心的存在の管理職として、多忙な日々を過ごし、部門長に昇進し、関連会社に役員として出向した。出向までの病状は比較的安定していたが、これ以降、業務負荷は軽くなったものの、徐々に病状が悪化、産業医への治療に関する相談も増えた。主治医の勧めで生体肝移植の検討も行われたが、適応外と判明し行われなかった。その後退職。退職後急速に病状悪化し、逝去された。

14 事例への対応を振り返って

本人の意向もあり、医療職から、管理職の昇進に影響を与える可能性もある、身体的・精神的負荷の少ない部署への配置転換を積極的には本人、人事部門に進言していなかった。フォロー中、多忙な業務にも関わらず明らかに病状が悪化するようなことはなかったものの、結果論ではあるが、会社員として様々な生き方の選択肢があることを、もう少し早めに本人に説明していればよかったのかもしれない。

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

100～999名

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

なし

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

その他（2005年度のみ実施）

3) 費用負担

事業者

4) 検査対象

検査を希望する従業員

5) 結果の管理

本人にのみ結果を通知し、事業者としては結果を関知していない

6) 検査陽性者への対応

受診を勧める

7) 検査の説明や同意の取得方法

事前に全員に同意書を配布する希望者のみ当日受付に出してもらおう

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

無症状の肝炎ウイルス検査陽性者に、専門医受診や治療の必要性を如何にして理解頂くかが課題と考えている。

(E) 就業適性の判断、保健指導や就業上の措置 好事例

事例 3

事後措置をしても受診せず、結局吐血で救急受診し、肝硬変が判明。就業上の措置をしたうえで復職し、経過をフォローした事例

<本人の情報>

- 1 性別
男性
- 2 生年月日
1955年生
- 3 職種
機械の操作
- 4 業務歴
重量物取り扱い業務 ○
深夜勤務 ○
営業・接待等の業務 ×
海外勤務 ×
長期出張 ×
長時間の時間外勤務 ×
血液や体液を取扱う業務 ×
肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×
- 5 飲酒歴
週5回 2合 30年間
- 6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因
飲酒
- 7 本人の最終病名
肝硬変 (B型肝炎ウイルス)
- 8 産業医がこの事例を知った経緯
職場復帰の面談の際に (本人 55歳時)、B型・C型肝炎ウイルスに感染していることを知った。
- 9 本人が感染を知った経緯
食道静脈瘤の破裂により吐血し、医療機関を受診して判明した。
- 10 就業上の措置内容
深夜業禁止、暑熱作業禁止
- 11 主治医との連絡
診療情報提供書により診断名、検査結果、治療内容についての情報を得た。
産業医からは就業上の配慮内容を伝えた。
- 12 上司・人事との連絡

具体的な業務内容に関する情報を得た。

産業医からは具体的な就業上の配慮内容について情報提供した。

13 措置後の経過

1 カ月に1回、産業医面談で治療状況を確認し、職場復帰後3カ月で就業制限を解除した。

14 事例への対応を振り返って

産業医として係った際に既に、肝硬変になっていたが、過去の健康管理状況を確認したところ肝機能の異常所見を健診で指摘され、医療機関への受診勧奨が毎年行われていたが受診していなかったことが分かった。また節酒の保健指導もしていたが、飲酒量は減っていなかったことも分かった。事後措置をより徹底出来ていれば良かったかもしれない。

<事業所の情報>

1 業種

製造業

2 従業員数

1,000名以上

3 産業医

1) 専属 or 嘱託

専属産業医

2) 産業医経験年数

3年以上

3) 診療業務

あり

4 事業所における肝炎ウイルス検査について

1) 検査内容

HBs 抗原、HCV 抗体

2) 実施時期

定期健康診断時

3) 費用負担

健康保険組合

4) 検査対象

節目の年齢の従業員（40歳）

5) 結果の管理

定期健康診断の結果と区別して管理している

6) 検査陽性者への対応

受診を勧めた後、受診したかどうかを確認している

7) 検査の説明や同意の取得方法

健診の案内の際にイントラに文書を載せて説明する。希望者のみ健診当日受付で申し出てもらう。

8) 職場におけるウイルス性肝炎対策について産業医が考える課題

事例 4

復職面談にて慢性肝炎であることが判明、残業制限をつけて経過観察した事例

<本人の情報>

1 性別

男性

2 生年月日

1985 年生

3 職種

販売

4 業務歴

重量物取り扱い業務 ×

深夜勤務 ×

営業・接待等の業務 ×

海外勤務 ×

長期出張 ×

長時間の時間外勤務 ×

血液や体液を取扱う業務 ×

肝障害起因性の化学物質を取扱う業務 ×

5 飲酒歴

機会飲酒

6 ウイルス以外で肝障害の程度を増悪させた要因

不明

7 本人の最終病名

慢性肝炎 (B 型肝炎ウイルス)

8 産業医がこの事例を知った経緯

平成 21 年 (本人 23 歳時)、健康診断以外の本人からの報告あるいは相談により判明した。

9 本人が感染を知った経緯

全身倦怠感で病院受診。EB ウイルス疑いで入院した際に、慢性 B 型肝炎であることが判明した。

10 就業上の措置内容

復職時に残業制限

11 主治医との連絡

なし

12 上司・人事との連絡

復職面談を実施し、人事・上司に就業制限することを伝えた。

13 措置後の経過

1 ヶ月に 1 度、看護職が電話で体調確認を行っていた。復職後、最初は残業制限を